

豊田市公的病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内にある公的病院の運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的病院」とは、医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年8月22日厚生省告示第167号）第5号に掲げる者が開設する医療機関をいう。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、市内にある公的病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制を強化し、もって市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、市内において公的病院を開設している者のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がないこと。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。

(7) 豊田市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院の運営に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は別表に掲げる額を限度とする。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助金の額に当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）が含まれている場合は、当該消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(交付申請の期日)

第7条 規則第4条に定める交付申請は、毎年度7月31日までに行わなければならない。

(交付要件の確認)

第8条 市長は、規則第5条第1項に定める交付の決定に当たって、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、補助事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに規則第8条に定める補助事業等計画変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業期間（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）が満了したときは、当該補助事業期間の翌年度の4月10日までに、規則第10条に定める実績報告書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、規則第10条の収支決算書に代えて、補助事業期間の3月31日現在の損益計算書及び受診実績報告書を添付するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業期間の満了後に交付するものとする。

- 2 市長において特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助事業期間の満了の前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。
- 3 補助事業期間の満了時において、補助対象経費の実績額が補助金の交付決定額に

満たなかったときは、当該実績額を補助金額とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税等仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、必要に応じて、補助事業者に補助事業の進捗状況、効果等及び補助事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることができ、補助事業者は、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(関係書類の保存)

第14条 補助事業者は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を、補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条及び第6条関係）

補助対象経費及び限度額

区 分	補 助 対 象 経 費	限 度 額
人 件 費	1 小児救急医療に従事する医師の救急に関する手当（宿日直手当、時間外手当、呼出手当等をいう。）から他の補助制度により交付される補助金を控除した額 2 形成外科及び歯科口腔外科に従事する医師の給料及び手当 3 外国語通訳等の患者サービスの向上のための業務に従事する者の給料及び手当	75,000千円
研究研修費	1 研究に必要な次に掲げる経費 （1）フィルム、試薬、スライド等の研究材料費 （2）研究用の図書、雑誌等の購入・購読料 （3）その他製本費、解剖検査香料費等 2 研修に必要な次に掲げる経費 （1）外部研修としての学会、医学会、研修会等への参加に係る経費 （2）内部研修に伴う講師料、講師旅費、講師謝礼等 （3）自己研修に係る出張費	
人 件 費	女性専門外来に従事する医師の給料及び手当。この場合において、当該医師が女性専門外来以外の科目にも従事するときは、勤務時間数の按分等により算出した女性専門外来の勤務に係る給料及び手当に限るものとする。	10,000千円